

○津幡町移住支援金交付要綱

令和元年6月12日

津幡町告示第10号

(趣旨)

第1条 この要綱は、移住・定住の促進と中小企業等における人手不足の解消及び地域課題の解決を図ることを目的として、石川県と共同して実施するいしかわ移住支援事業において、東京圏から本町に移住して就業等をした者に対して、予算の範囲内で移住支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。
- (2) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査までの人口減少が10パーセント以上の市町村をいう。
- (3) 起業支援金 いしかわ移住支援事業等実施要領に基づき、起業者に対して石川県が公益財団法人石川県産業創出支援機構を通じて交付する補助金をいう。

(支援金の交付対象者)

第3条 支援金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、別表第1に掲げる区分のいずれにも該当する者であって、別表第2に掲げる区分のうち、いずれかに該当する者とする。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 交付対象者が属する世帯のうち交付対象者を含む2人以上の世帯員が次に掲げるいずれの事項にも該当する場合 100万円
 - ア 移住元において同一世帯に属していたこと。
 - イ 申請時において同一世帯に属していること。
 - ウ この要綱が施行された後に本町に転入したこと。

エ 申請時において転入後1年以内であること。

オ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(2) 前号以外の場合 60万円

2 前項第1号に該当する世帯が18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき100万円を加算する。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、町長が別に定める日までに、津幡町移住支援金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 誓約書兼同意書(様式第2号)

(2) 写真付き身分証明書その他の本人確認をすることができる書類の写し

(3) 移住先の住民票(前条第1号に該当する場合は、申請者を含む世帯員全員分)

(4) 移住元の住民票の除票その他の移住元での居住地及び在住期間を確認することができる書類(前条第1号に該当する場合は、申請者を含む世帯員全員分)

(5) 別表第3に掲げる証明書類等

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による支援金の交付申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の適否を決定する。

2 町長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは津幡町移住支援金交付決定兼確定通知書(様式第5号)により、不交付を決定したときは津幡町移住支援金不交付決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

3 町長は、支援金の交付の決定に当たっては、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 支援金の申請日から5年以内に本町での居住が困難となった場合、又は支援金の申請日から1年以内に就業先の法人に在職することが困難となった場合においては、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(2) 支援金に関する報告及び立入調査等について、本町又は石川県若しくは石川県人材確保・定住推進機構から求められた場合には、それに応じなければならないこと。

(支援金の請求)

第7条 支援金の交付決定を受けた者は、津幡町移住支援金交付請求書(様式第7号)を提出す

るものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 町長は、支援金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消し、交付した支援金のうち当該各号に定める額の返還を命ずることとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町長及び石川県知事が認めるときは、この限りでない。

(1) 次に掲げるいずれかに該当する場合 全額

ア 支援金の申請に当たって、虚偽の申請をしたことが判明したとき。

イ 支援金の申請日から3年未満で石川県外の市区町村に転出したとき。

ウ 就業の場合における支援金の申請日から1年以内に就業先の法人を退職したとき。

エ 起業支援金の交付決定を取り消されたとき。

(2) 支援金の申請日から3年以上5年以内に石川県外の市区町村に転出した場合 半額

2 町長は、前項の規定により交付決定の取消し及び支援金の返還を決定したときは、津幡町移住支援金交付決定取消・返還決定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和2年3月2日津幡町告示第19号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第3条第1号の規定は、令和2年4月1日以降の転入者から適用し、令和2年3月31日以前の転入者については、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月4日津幡町告示第18号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の津幡町移住支援金交付要綱の規定は、令和3年4月1日以降の転入者から適用し、令和3年3月31日以前の転入者については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年3月11日津幡町告示第7号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の津幡町移住支援金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以降の転入者から適用し、令和4年3月31日以前の転入者については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年2月20日津幡町告示第7号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第4条第2項、別表第3テレワークの場合における支援金の交付を受けようとする者の項、様式第1号、様式第3号、様式第4号の2及び様式第7号の規定は、この要綱の施行の日以後の転入者について適用し、同日前の転入者については、なお従前の例による。

- 3 この要綱による改正後の別表第2及び別表第3就業の場合における支援金の交付を受けようとする者の項の規定は、令和4年12月1日以後の転入者について適用し、同日前の転入者については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年3月13日津幡町告示第16号)

この要綱は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

附 則 (令和5年7月31日津幡町告示第64号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の津幡町移住支援金交付要綱の規定は、令和5年8月1日以降の転入者から適用し、令和5年7月31日以前の転入者については、なお従前の例による。

附 則（令和5年12月25日津幡町告示第110号）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（令和7年3月10日津幡町告示第19号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の津幡町移住支援金交付要綱の規定は、令和7年4月1日以降の転入者から適用し、令和7年3月31日以前の転入者については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

区分	要件
移住元	<p>次の（1）及び（2）又はいずれにも該当すること。</p> <p>（1） 本町へ転入した年月日（以下「転入日」という。）の直前の10年間のうち通算5年以上、東京23区の区域内に住所を有していた、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の区域内に住所を有し、東京23区の区域内に所在する企業等へ通勤（雇用保険の被保険者としての通勤に限る。（2）において同じ。）し、又は法人経営者若しくは個人事業主として東京23区の区域内へ通勤していたこと。</p> <p>（2） 転入日の直前に、連続して1年以上、東京23区の区域内に住所を有していた、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の区域内に住所を有し、東京23区の区域内に所在する企業等へ通勤し、又は法人経営者若しくは個人事業主として東京23区の区域内へ通勤していたこと。ただし、東京23区の区域内への通勤の期間については、転入日の3か月前までを当該1年の起算点とすることができるものとする。</p> <p>（3） 前2号いずれの場合においても、東京圏のうちの条件不利地域以外の区域内に住所を有し、かつ、東京23区の区域内に所在する大学等へ通学し、東京23区の区域内に所在する企業等へ就業した者については、当該通学期間の修業年限を上限（ただし、高等専門学校は2年を上限）として対象期間に算入することができるものとする。</p>
移住先	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>（1） 平成31年4月1日以降に、本町へ転入したこと。</p> <p>（2） 支援金の申請時において転入日から1年以内であること。</p>

	(3) 支援金の申請日から5年以上継続して本町に居住する意思を有していること。
その他	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。</p> <p>(2) 日本人である、又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。</p> <p>(3) 過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、町長及び石川県知事が認める場合を除く。</p> <p>(4) 他の補助制度による補助金その他これに準ずるもので町長が指定するものの交付を受けていないこと。</p> <p>(5) 前4号に掲げるもののほか、町長又は石川県知事が不相当と認めた者でないこと。</p>

別表第2（第3条関係）

区分		要件
就業	一般	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 勤務地が東京圏以外の区域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。</p> <p>(2) 就業先が石川県又は他の都道府県が選定した中小企業等であつて、石川県又は他の都道府県が開設する東京圏の求職者を対象とするいしかわ移住支援事業マッチングサイト（以下「マッチングサイト」という。）に求人情報を掲載した法人（以下「一般対象法人」という。）であること。</p> <p>(3) 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。</p> <p>(4) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて一般対象法人に就業していること。</p>

	<p>(5) 第2号に定める求人への応募日がマッチングサイトに当該求人が掲載された日以降の日であること。</p> <p>(6) 支援金の申請日から5年以上継続して一般対象法人に勤務する意思を有していること。</p> <p>(7) 転勤、出向、出張又は研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p>
<p>専門人材</p>	<p>内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者で、次に掲げるいずれの事項にも該当する者</p> <p>(1) 勤務地が東京圏以外の区域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。</p> <p>(2) 内閣府地方創生推進室がプロフェッショナル人材として想定する経営人材・経営サポート人材、新事業立ち上げ・販路開拓人材、生産性向上人材に該当する職種に就業すること。</p> <p>(3) 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。</p> <p>(4) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。</p> <p>(5) 支援金の申請日から5年以上継続して当該就業先の法人に勤務する意思を有していること。</p> <p>(6) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p> <p>(7) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。</p>
<p>テレワーク</p>	<p>テレワークを行う者で、次に掲げるいずれの事項にも該当する者</p> <p>(1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、本町を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。</p> <p>(2) 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。</p>

	(3) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
関係人口	次のいずれにも該当する者 (1) 本町内で行われる地域の自治会行事や地域イベント等に継続的に参加している者 (2) 石川県内で農林水産業に就業している者
起業	支援金の申請時において、起業支援金の交付決定を受けており、当該交付決定日から1年以内である者

別表第3（第5条関係）

区分	証明書類等
就業の場合における支援金の交付を受けようとする者	移住後の就業先での就業証明書（移住支援金の申請用）（様式第3号）
テレワークの場合における支援金の交付を受けようとする者	所属先企業等の就業証明書（様式第4号の2）
関係人口の場合における支援金の交付を受けようとする者	地域の自治会行事や地域イベント等に継続的に参加していることを確認することができる書類及び石川県内において農林水産業に就業していることを確認することができる書類
起業の場合における支援金の交付を受けようとする者	起業支援金の交付決定通知書の写し
東京圏のうちの条件不利地域の区域以外から東京23区内の企業等へ通勤していた者	移住前の就業先での就業証明書（移住支援金の申請用）（様式第4号）その他の移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認することができる書類
東京圏のうちの条件不利地域の区域以外から東京23区内へ法人経営者又は個人事業主として通勤していた者	開業届出済証明書その他の移住元での在勤地及び在勤期間を確認することができる書類
東京圏のうちの条件不利地域の区域以外に	卒業証明書その他在学期間や卒業校を確認すること

住所を有し、かつ、東京23区の区域内に所 在する大学等へ通学し、東京23区の区域内 に所在する企業等へ就業した者	ができる書類
--	--------

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）津幡町長

津幡町移住支援金交付申請書

津幡町移住支援金の交付を受けたいので、津幡町移住支援金交付要綱第5条の規定により次のとおり申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日		
氏名		年 月 日		
住所	〒			
電話番号		メールアドレス		
世帯人数 （申請者を除く）	人	申請種別 （該当する欄に○）	就業	関係人口
上記のうち18歳未満の者の人数	人		テレワーク	起業

2 支援金交付申請額

金額	円
----	---

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）*

申請日から5年以上継続して、津幡町に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
【上記1の「就業」に該当する場合のみ記載】 申請日から5年以上継続して就業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
申請者及び世帯員のいずれもが暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。	A. 該当する	B. 該当しない
【上記1の「就業」に該当する場合のみ記載】 就業先の法人の代表者又は取締役等の経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
【「テレワーク」に該当する場合のみ記載】 津幡町への移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である
【「テレワーク」に該当する場合のみ記載】 デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した所属先企業等からの資金提供	A. 資金提供はない	B. 資金提供がある
【関係人口に該当する場合のみ記載】 津幡町が明確化する関係人口の要件を満たす関わりについて	A. 関わりがある	B. 関わりはない

※ 各種確認事項の「B」にひとつでも該当する場合は、移住支援金の支給対象となりません。

※（就業の場合）イシカワノオトに掲載している移住支援金対象求人への就業であることが必要です。

4 移住前10年間の住所履歴

期 間	住 所
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	

5 移住前10年間の在勤・在学履歴

※前記4において、移住前10年間のうち通算5年以上、かつ移住直前に連続して1年以上、東京23区内に住所があった場合は記載不要です。

※対象期間に大学等への通学期間を算入して申請する場合は、当該期間についても記載が必要です。

期 間	就 業・就 学 先 (会社・大学名等)	就 業・就 学 先 住 所 (実際の勤務・通学先の住所)
年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		

6 移住後の生活状況（テレワークによる移住者のみ記載）

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他（ ）

7 本町との関わり（関係人口による移住者のみ記載）

具体的な関わり	
移住後の具体的な関わり	農林水産業 地域への取り組み（ ）
上記を確認する提出書類	

様式第2号（第5条関係）

誓約書兼同意書

津幡町移住支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約するとともに同意します。

1 誓約事項

- (1) 津幡町と石川県が共同して実施するいしかわ移住支援事業に関する報告及び立入調査について、津幡町又は石川県若しくは石川県人材確保・定住推進機構から求められた場合には、それに応じます。
- (2) 以下の場合には、津幡町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - ア 移住支援金の申請に当たって、虚偽の申請をしたことが判明した場合：全額
 - イ 移住支援金の申請日から3年未満で石川県外の市区町村に転出した場合：全額
 - ウ 移住支援金の申請日から1年以内に対象法人を退職した場合：全額
 - エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - オ 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に石川県外の市区町村に転出した場合：半額

2 同意事項

- (1) 津幡町又は石川県若しくは石川県人材確保・定住推進機構が、本事業の実施に際して得た個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県又は他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します（津幡町、石川県及び石川県人材確保・定住推進機構は、当該個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。）。
- (2) 移住支援金の支給要件、返還要件等に該当するかどうか確認するために、津幡町又は石川県若しくは石川県人材確保・定住推進機構が、住民基本台帳の登録状況等の調査による所在地確認、就業先への調査等による就業状況確認等を実施することに同意します。

年 月 日

(宛先) 津幡町長

(申請者) 住所

氏名

（宛先）津幡町長

所在地

事業者名 印
 代表者名
 電話番号
 担当者名

移住後の就業先での就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先名称 （本社、事務所名、 営業所名、工場名等）	
勤務先住所 （就業先の所在地）	
就業年月日 （雇用開始日）	
応募受付年月日 （エントリーシート 等を受理した日）	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役等の経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない
プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提の雇用ではない プロフェッショナル人材事業・先導的人材マッチング事業 （プロフェッショナル人材拠点） （金融機関）

※津幡町と石川県が共同して実施するいしかわ移住支援事業に関する事務のため、津幡町又は石川県の求めに応じて、勤務者の勤務状況等の情報を提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）津幡町長

所在地

事業者名

印

代表者名

電話番号

担当者名

移住前の就業先での就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

就業者名		就業者の 生年月日	年 月 日
就業者が雇用保険の 被保険者であったかどうか	被保険者 ・ 未加入 加入期間（ 年 月 日～ 年 月 日）		
就業期間 （勤務地ごとに記載してください。）	就業先名称 （本社、事務所名、営業 所名、工場名等）	就業先住所	
年 月 日 ～ 年 月 日			
年 月 日 ～ 年 月 日			
年 月 日 ～ 年 月 日			
年 月 日 ～ 年 月 日			
年 月 日 ～ 年 月 日			
年 月 日 ～ 年 月 日			

【特記事項記入欄】

--

様式第4号の2（第5条関係）

【テレワークで勤務している証明】

年 月 日

（宛先）津幡町長

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者名

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 （移住前）	
勤務者住所 （移住後）	
勤務先部署 の所在地	
移住の意思	所属企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
テレワークの実施時間	週20時間以上のテレワークの実施
テレワーク交付金	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業による資金提供をしていない

※津幡町と石川県が共同して実施するいしかわ移住支援事業に関する事務のため、津幡町又は石川県の求めに応じて、勤務者の勤務状況等の情報を提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第5号(第6条関係)

年 月 日

様

津幡町長

津幡町移住支援金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった津幡町移住支援金については、下記のとおり交付することに決定したので津幡町移住支援金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

交付決定額	金 円
備考	

(備考)

- 以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - 移住支援金の申請に当たって、虚偽の申請をしたことが判明した場合：全額
 - 移住支援金の申請日から3年未満で石川県外の市区町村に転出した場合：全額
 - 移住支援金の申請日から1年以内に対象法人を退職した場合：全額
 - 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に石川県外の市区町村に転出した場合：半額
- 津幡町と石川県が共同して実施するいしかわ移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。
なお、報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 移住支援金は、所得税法(昭和40年法律第33号)第34条に規定される「一時所得」に該当します。そのため、確定申告の際は、本通知書の提示が必要となりますので御留意ください。
- 【フラット35】地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げの適用について
 - 本通知書は【フラット35】地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は、金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - 移住支援金の返還を請求された場合は、【フラット35】地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - 移住支援金を受領した方に対する【フラット35】地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込みが必要となります。
- 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
 - 本通知書は株式会社日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は、特別利率の適用を受けられない場合があります。
 - 移住支援金の返還を請求された場合は、株式会社日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

様式第6号（第6条関係）

年 月 日

様

津幡町長

津幡町移住支援金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった津幡町移住支援金については、下記のとおり交付しないことに決定したので津幡町移住支援金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

不交付の理由	
備 考	

様式第7号(第7条関係)

年 月 日

(宛先) 津幡町長

(申請者) 住 所

氏 名

電話番号

津幡町移住支援金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付の決定及び額の確定通知があった津幡町移住支援金について、津幡町移住支援金交付要綱第7条の規定により請求します。

交付請求額 円

振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協	支店名	本店 支店 出張所
口座種別	普通・当座	口座番号	
名義人	ふりがな		
	氏名		

様式第8号(第8条関係)

年 月 日

様

津幡町長

津幡町移住支援金交付決定取消・返還決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付の決定及び額の確定を通知した津幡町移住支援金について、下記のとおり取消し及び返還を決定したので津幡町移住支援金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

取消しの決定理由	
交 付 額	円
返 還 請 求 額	円
請 求 額 の 根 拠	
返 還 方 法	
特 記 事 項	

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第5条関係）

様式第4号の2（第5条関係）

様式第5号（第6条関係）

様式第6号（第6条関係）

様式第7号（第7条関係）

様式第8号（第8条関係）